

第5章

計画の推進に向けて



第1 サービスの提供体制

1 介護給付適正化事業の実施

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

本計画では国の指針案に基づき、介護給付適正化計画を「要介護認定の適正化」、「ケアプラン点検及び住宅改修・福祉用具点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」の3つに再編し、介護給付の適正化に取り組んでいきます。

○要介護認定の適正化

- ・指定居宅介護支援事業者、施設又は介護支援専門員が実施した変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容を点検。全国一律の基準に基づいた要介護認定を適切に実施します。

○ケアプラン点検及び住宅改修・福祉用具点検

- ・事業所からの提出時や運営指導において、介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容等の点検及び指導を行います。

○医療情報との突合・縦覧点検

- ・医療情報と介護給付情報の突合とサービス事業所への給付内容の確認を国民健康保険団体（国保連合会）へ委託して行います。
- ・給付日数や提供されたサービスの整合性、また受給者ごとに複数月にまたがる支払情報（請求明細書の内容）の確認、点検を国保連合会の帳票を用いて行います。

事業の取組状況については、ホームページ等において実施結果の公表を行うなど、取組状況の「見える化」を図っていきます。

また、本市においては「介護給付費適正化システム」を活用し、更なる介護給付費の適正化を図るため、介護給付実績情報・認定情報の点検を実施していきます。

2 居宅支援・サービス事業者等への支援

サービスの質の確保とともに、利用者に対する適切なサービスの提供が重要な課題となっており、事業所への研修の実施、情報提供など適切なサービス提供のため事業者支援を充実します。

宮城県において実施する介護職員に対しての研修は介護職員のキャリア形成の支援となり、利用者への良質なサービス提供に繋がることから、市では引き続き、宮城県と連絡を図りながら研修等の周知を行います。

3 所得段階別の配慮

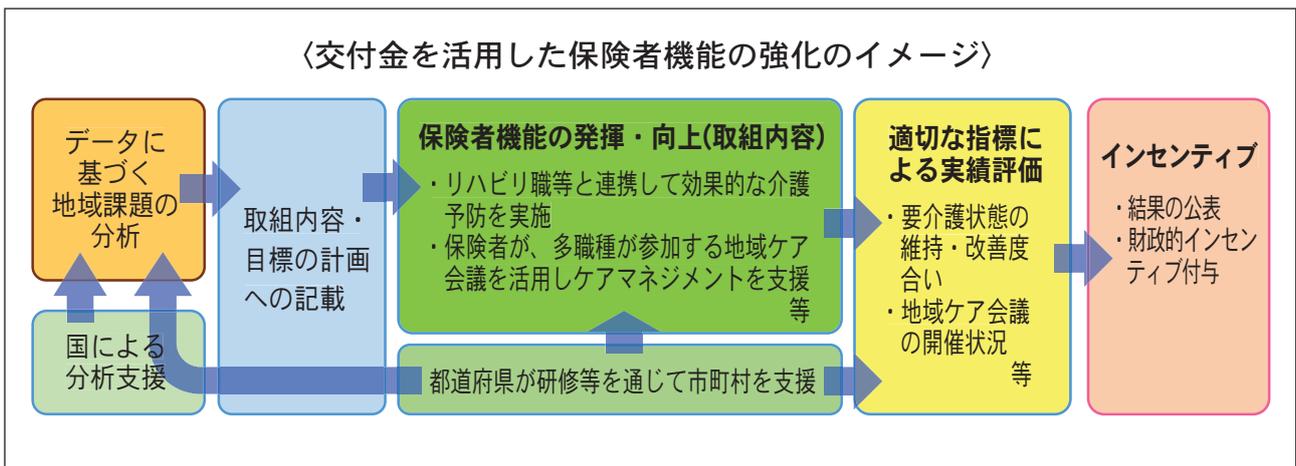
社会福祉法人による利用者負担軽減制度の運用や補足給付（食費・居住費）、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費等による軽減制度を、取漏れのないように周知を図っていきます。

また、保険料設定については所得段階の多段階化を行い、一部公費負担により低所得者へ配慮した保険料設定を行います。

4 保険者機能強化推進交付金等の活用

保険者機能強化推進交付金及び介護保険者保険者努力支援交付金（以下「保険者機能強化推進交付金等」という。）は、保険者機能の強化を図る観点から、国が定める評価指標に基づき、保険者が行う様々な取組の評価を行い、その結果に応じて交付金を交付する仕組みです（下図参照）。

保険者機能強化推進交付金等については、自らの取組に係る評価結果を踏まえつつ、課題の解決に向けた取組内容の改善や、取組内容の更なる充実等に活用していきます。



資料:厚生労働省

第2 地域が支える人材育成・意識の啓発

1 地域の人材の育成と協働

地域包括ケアシステムを深化・推進するにあたり、社会福祉協議会を中心に、各圏域地域包括支援センターやシルバー人材センター等の関係支援機関と連携しながら、市民の方々が参加しやすい環境づくりや研修を実施し、地域サポーター等の人材育成に努めます。

さらに、福祉関係団体や市内の様々な技術・知識をお持ちの方をはじめとする地域の方々と連携・協力しながら地域活動を推進します。

2 住民意識の啓発

今後も質の高い福祉サービスを目指し、多様な媒体により広報・啓発に努めるとともに、気軽に福祉の学習・体験や交流のできる機会を有効に活用し、高齢者保健福祉に対する住民の理解と意識の啓発を図ります。

3 保健福祉・介護保険などの情報の提供

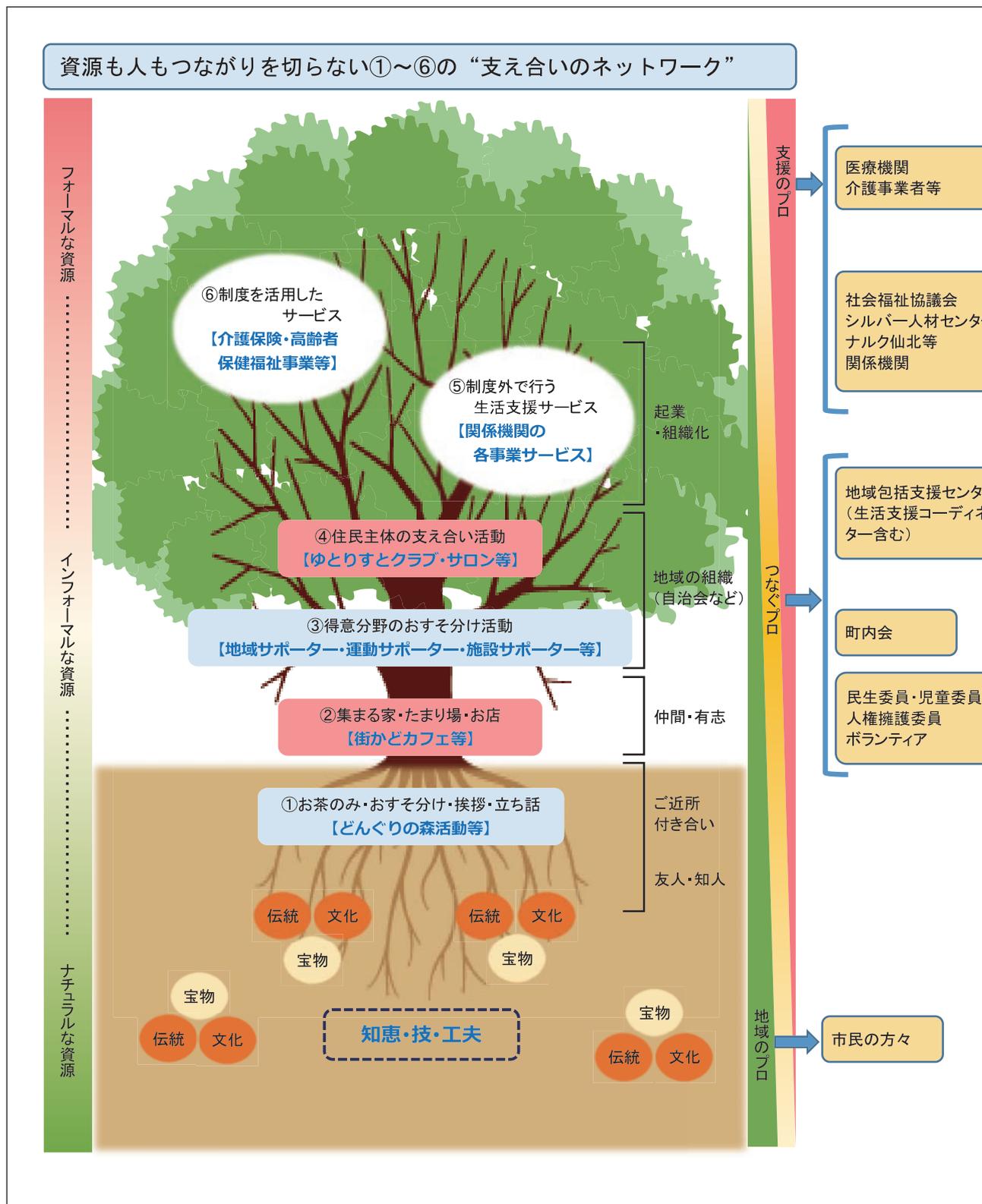
保健福祉事業や介護保険サービスの利用者が適切な事業者、必要なサービスが選択できるように、様々な情報が利用者にスムーズに提供されるよう、地域包括支援センターでの案内や広報はもちろんのこと、インターネット等の情報網を有効に活用します。

また、介護認定のための窓口申請の際や電話相談に対して、その状況に応じた適切な情報の提供に努めます。

さらに、様々な市民参加型の事業を通して、積極的に市民の方々に情報を提供し、本市の保健福祉施策に対する共通認識を高めていきます。

サービス事業所等の関係機関へも、最新の保健福祉・介護保険関連の情報提供に努め、横断的な連携を目指します。

【富谷市における地域づくりの木】



※「どんぐりの森」活動については、P76参照

第3 事業の健全な運営管理・計画の弾力的な運用

1 富谷市介護保険運営委員会

富谷市介護保険条例に基づき、富谷市介護保険運営委員会規則において介護保険制度の健全で円滑な運用の確保を図るため、富谷市介護保険運営委員会を開催し、健全で円滑な運営を確保します。

2 富谷市保健福祉総合支援センター運営協議会

富谷市保健福祉総合支援センター条例に基づき、地域包括支援センター事業を含む地域支援事業等の適正かつ円滑な運営を図ることを目的に、富谷市保健福祉総合支援センター運営協議会を開催します。

3 計画の進行管理・事業評価と弾力的な運用

(1) 計画の推進

計画の推進については、第9期計画期間において、定期的に評価・点検・見直しを行うとともに、今後の社会情勢の変化や国の施策等に柔軟に対応するため、必要に応じて弾力的な運用を行います。併せて、地域包括ケアシステムや介護予防・日常生活支援総合事業及び地域福祉計画など他の関連計画施策とも横断的に重なりながら、推進していきます。

(2) 計画の進行管理

本計画は、計画を立て(Plan)、実行(Do)、その進捗状況を定期的に把握し、点検・評価した上で(Check)、その後の取組を改善する(Action)、PDCA サイクルに基づいて推進します。

そのため、毎年度、「富谷市介護保険運営委員会」や「富谷市保健福祉総合支援センター運営協議会」等へ事業の進捗状況を報告し、その検証に基づき、必要に応じて改善や見直しなど必要な措置を講じていきます。

なお、取組内容については、ホームページを通じて公表を行い、情報発信に努めます。

【計画におけるPDCAサイクルのプロセス】

